

**令和7年10月1日以降に受診する  
健康管理手帳の受診旅費の支払額が変更となります。**

**以前からの主な変更点等**

**1：自家用自動車を使用した場合**

自家用自動車を使用した場合、支払額が

- ・従来の「37円/km」から実費支給となります。
- 実費支給とは燃料代、高速道路料金、駐車場料金です。
- ※高速道路料金・駐車場料金の支給を申請いただく場合は、領収書等を提出いただく必要があります。
- ETC利用証明書の提出でも構いません。

**2：鉄道を使用した場合**

鉄道を使用した場合、

- ・従来は普通旅客運賃のみ支払い対象としていましたが、急行・特急料金も新たに支払い対象となります。なお、申請に当たっては、領収書等を提出いただく必要があります。
- ※グリーン車等の支払いは従来どおり対象外となります。

**3：宿泊を要する場合**

宿泊を要する場合、

- ・従来の「1日6,600円」から「1日11,000円」を上限とした実費に変更となります。
- ※上限額は宿泊する都道府県ごとに異なるため、他の都道府県に宿泊する場合はご連絡ください。

※国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本制度における受診旅費の支払額も変更するものです。